

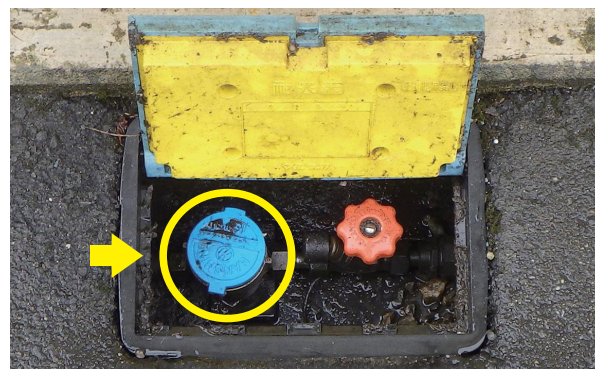
- 水道メーターから宅内側は使用者自身での管理となります。
- 定期的に水道メーターを確認して漏水していないか確認をお願いします。

漏水の確認方法

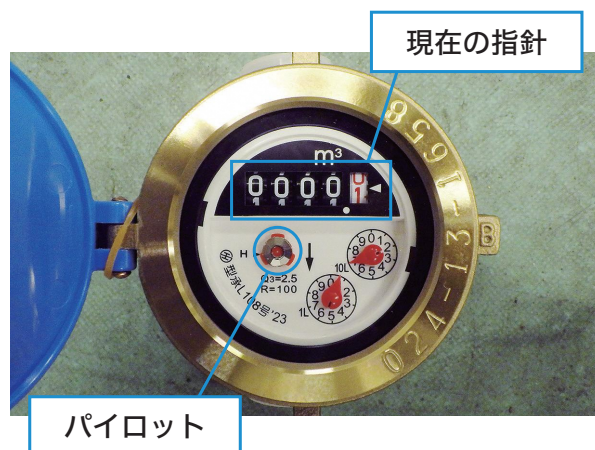
- ①家の中の水道が全て止まっていることを確認する。
- ②玄関外などにある水道メーター（量水器）のボックスを開ける。



- ③ボックスの中にあるメーターの青い蓋を開ける。



- ④メーター内のパイロットが止まっているか確認する。動いていれば漏水の可能性があるので指定給水装置工事事業者にご連絡ください。（連絡先がわからないときは、上下水道課水道施設係までご連絡ください）



【お問合せ先】

新庄市住吉町3番1号 新庄市上下水道課

經營管理普及係／TEL. 29-5829 水道施設係／TEL. 29-5830

下水道施設係／TEL. 29-5833 上下水道課窓口／TEL. 23-6111(上下水道料金や開閉栓などに関すること)



新庄市公式HP

令和7年8月から 水道メーターの
検針方法が2か月に1回に変わります



※検針方法の変更に伴う手続きはありません。また、水道料金等の変更はありません。

- 市内全域を、「偶数月に検針を行う地域」と「奇数月に検針を行う地域」に分け、それぞれ2か月に1回検針を行います。（大口径（メーター口径40mm以上）の建物は除きます。）
- ご自宅がどちらの地域になるかは、検針時にお渡ししている「[水道料金等のお知らせ](#)」の右上記載の検針区名（行政区名と異なる場合がありますので必ずご確認ください）と次ページの偶数月・奇数月の検針地区一覧によりご確認ください。
- 今後は、2か月分の使用水量を各月で均等に使用したものとみなして、[検針した月と翌月にお支払いいただきます](#)。 ※1 m³未満の端数が出た場合は検針した月に加えます。
- 移行調整として、偶数月の検針地区は9月、奇数月の検針地区は8月の検針と請求は行いませんのでご注意ください。
- 検針方法の変更に伴い「水道料金等のお知らせ」が次のように変わります。

水道料金等のお知らせ			
水 検 番 号			
メーター番号		口 径	mm
今 回 指 針		m	
前 回 指 針		m	
推定水量累計		m	
メーター取替水量		m	
水道使用量	m ³	m	
今 回 指 針 予 定 額	水道料金	円	
	開閉栓手数料	円	
	合 計 金 額	円	
前回水量	m ³	前年同期	m

ご連絡欄

検針日	検針員
口 座 振 替 済 の お 知 ら せ	
水道使用量	m ³
水 道 料 金	円
開 閉 栓 手 数 料	円
合 計 金 額	円
水道使用量	m ³
水 道 料 金	円
開 閉 栓 手 数 料	円
合 計 金 額	円

上記の金額を指定口座より領収しました。

新庄市上下水道事業企業出納員

※このお知らせ票で料金をいただくことはありません。
 ※金額を訂正したものは無効です。

＜令和7年7月まで＞

水道料金等のお知らせ

7月5日～9月5日
検針区 住吉町

新庄 太郎 様

水 検 番 号 1 2 3 4 5			
メーター番号 1 2 3		口 径 1 3	
今 回 指 針		4 4	
前 回 指 針		2 5	
推定水量累計		0	
メーター取替水量		0	
区 分	水 道	下 水 道	
今回使用水量	1 9	1 9	
7年9月分	口座振替予定日		9月26日
使用 水 量	1 0	1 0	
使 用 料 金	1, 8 1 5 円	1, 8 1 5 円	
開閉栓手数料	円		
請求予定額	3, 6 3 0 円		
7年10月分	口座振替予定日		10月27日
使用 水 量	9	9	
使 用 料 金	1, 7 4 9 円	1, 8 1 5 円	
請求予定額	3, 5 6 4 円		
合 計 金 額	7, 1 9 4 円		
(内 10%対象 消費税額 6 5 4 円)			
前 回 水 量	㎡	前 年 同 期	㎡

ご連絡欄

検針日
検針員

口座振替済のお知らせ

7年7月分(振替日7年7月28日)			
水 道 料 金	2, 0 9 0		円
下水道使用料	2, 0 1 3		円
開 閉 栓 手 数 料	円		
合 計 金 額	4, 1 0 3 円		
7年8月分(振替日7年8月26日)			
水 道 料 金	1, 8 1 5		円
下水道使用料	1, 8 1 5		円
開 閉 栓 手 数 料	円		
合 計 金 額	3, 6 3 0 円		

上記の金額を指定口座より領収致しました。

新庄市上下水道事業企業出納員
※このお知らせで票で料金をいただくことはありません。
※金額を訂正したものは無効です。

＜令和7年8月から＞

使用期間

検針区

2か月分の 使用水量と料金

2か月分の
口座振替済の
お知らせ

偶数月の検針地区一覧

行政区名と異なる場合があります。
「水道料金等のお知らせ」の右上に掲載している検針区名でご確認をお願いします。

五十音順

あ	赤坂、曙町、旭通り、芦沢、あたご町、荒小屋	な	中川原、長坂、中山、梨の木
い	泉ヶ丘、泉田一区～五区、泉田駅前、市野々、一本柳	に	仁間、西町、仁田山一、仁田山二、二枚橋
う	梅ヶ崎、上野	の	野際町、野中
え	円満寺	は	萩野一～四、畑
お	往還、太田、大谷地	ひ	東山町、冷水沢
か	柏木原、柏木山、金沢新町、上沖の町一、上沖の町二、上西山、上山屋	ふ	福田、福田山団地、福宮、二ツ屋
く	黒沢	へ	蛇塚
こ	小泉、庚申、小月野、小桧室一、小桧室二	ま	升形上一、升形下一、升形上二、升形下二、升形三～五
さ	桜通り東、桜通り西	み	宮野
し	塩野、清水、下沖の町、下西山、下山屋、昭和一～五、新松本	め	明倫通り
せ	関屋、前波、千門町	も	本合海一～八、本宮町
た	大福田、高壇、滝の倉、拓生	や	休場、谷地小屋
つ	月岡、土内、角沢	よ	横根山、横根山団地、吉沢
と	飛田、鳥越一、鳥越二		

○偶数月に検針を行う地域の検針と請求の流れ

令和7年7月	8月	9月	10月	11月	12月	令和8年1月
検針 ↓ 請求	検針 ↓ 請求	検針・請求 無し	検針 ↓ 請求	検針無し 請求	検針 ↓ 請求	検針無し 請求

偶数月に検針を行う地域は、令和7年8月まではこれまでと同様に毎月検針を行います。
9月は検針・請求を行わず、10月・12月・2月…の偶数月に検針を行い、毎月請求します。

奇数月の検針地区一覧

行政区名と異なる場合があります。
「水道料金等のお知らせ」の右上に掲載している検針区名でご確認をお願いします。

五十音順

あ	東町、東本町	た	大正町
い	石川町、泉町	ち	茶屋町
え	駅構内	と	常葉町一～三、土手の内
お	岡崎町、落合町、御長柄町、御堀端東、御堀端西	な	仲町、中山町
か	鍛冶町、春日町、金沢一～七、金沢バイパス、上北本町、上神明町、上茶屋町、上鉄砲町、上仲町、上名古屋敷、上万場町、上堀端、上南本町、川原町、川原町一～四	に	西下名古屋敷
		は	馬喰町
		ひ	東下名古屋敷、日の出町
き	北紙漉町、北新町	ま	松枝、松本
こ	木栄町	み	水上町、南紙漉町、南末広町、宮内一～三、三吉町
さ	幸町、栄町、桜馬場、三本橋	や	柳町、山片町
し	清水川町、下北本町、下神明町、下田町、下鉄砲町、下仲町、下万場町、下堀端北、下堀端南、下南本町	よ	横町、吉川町、吉袋町
す	末広町一、末広町二、住吉町		

○奇数月に検針を行う地域の検針と請求の流れ

令和7年7月	8月	9月	10月	11月	12月	令和8年1月
検針 ↓ 請求	検針・請求 無し	検針 ↓ 請求	検針無し 請求	検針 ↓ 請求	検針無し 請求	検針 ↓ 請求

奇数月に検針を行う地域は、令和7年7月まではこれまでと同様に毎月検針を行います。
8月は検針・請求を行わず、9月・11月・1月…の奇数月に検針を行い、毎月請求します。